

(様式1-3)

福島県(双葉町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	中野地区復興産業拠点整備事業	事業番号	(1)-8-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体(直接/間接)	福島県双葉町(直接)	
総交付対象事業費		(76,578)(千円) 104,660(千円)	全体事業費	15,000,000(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>町域の96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン(平成27年3月策定。以下「長期ビジョン」という。)」により、町域の4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>同ビジョンでは、町内復興拠点の中でも特に、避難指示解除準備区域であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付けており、福島第一原子力発電所との近接性等も踏まえ、廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関等を誘致することとしているところ。また、あわせて、当該区域に、就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地を図るとともに、復興祈念公園との連携も考えながら施設整備を進め、復興産業拠点を、町の復興の先駆けとなる複合的な機能を持った拠点として整備していきたいと考えているところ。</p> <p>復興産業拠点については、町民委員を中心とする双葉町復興町民委員会での平成27年度における議論の結果、「中野地区復興産業拠点整備方針(案)」及び「中野地区復興産業拠点の整備イメージ(案)」を含む「双葉町復興町民委員会提言書(平成28年1月双葉町復興町民委員会決定。以下「提言書」という。)」が取りまとめられており、平成28年3月に、町として当該提言書の内容を踏まえ、双葉町復興拠点基本構想を策定したところ。町としては、今後、当該基本構想を踏まえながら、平成30年頃の企業活動開始を目指すとした長期ビジョンの実現に遅れが生じないよう、復興産業拠点の整備を着実に進めていく必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、「復興シンボル軸沿いかつ復興祈念公園沿いに、産業交流センター(仮称)を中心とした中核施設を整備し、その周辺に事業再開や企業誘致の受け皿として、共同事業者や産業用地等を確保(提言書より)」することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p>					
事業概要					
<p>中野地区復興産業拠点での事業用地等の整備に向けた建物・附帯工作物等の物件調査及び補償額の算定を行う。</p> <p>・物件調査・補償額算定業務委託費 28,082千円 (福島県土木部の「避難指示区域において実施する用地調査等業務委託に関する積算基準」による。) 〔調査対象〕木造建物17棟、非木造建物6棟、附帯工作物9件</p> <p>原子力災害被災地においては事業再開や新規産業の創造の見通しを立てることが難しい。そのような状況で、意欲のある事業者は被災地で事業を開始・再開するための事業所や付帯施設、従業員向けの福利厚生施設の整備を希望しているものの、その受け皿となる事業所用地や共同事業所の不足が、地域の再生を加速化することの障害となっている。そのため、本事業では、意欲ある事業者による事業再開や新規事業の開始に必要な事業所等を立地するための用地整備等を支援するものである。</p> <p>具体的な開発地域は、前述のとおり、長期ビジョン及び提言書に基づき、双葉町内の避難指示解除準備区域のうち、津波リスクが低い中野地区とする。中野地区内での具体的な開発区域及び開発面積については、提言書等において示された「中野地区復興拠点の整備イメージ(案)」等を参考に、第一期開発区域(34.2haのうち産業・研究・業務用施設用地は約17ha)と第二期開発区域(17.2ha)の段階的に整備を進</p>					

める。なお、実地測量、ボーリング調査及び物件調査・補償額算定については、地質調査の結果や地権者の意向により、結果的に当初予定区域が全て開発に当たっての適地であるかどうか不明なので、中野地区復興産業拠点全域（51.4ha）について行う。

第一期開発区域については、町内事業者の事業再開と廃炉関連企業その他の民間事業者の新規参入の受け皿となるよう、今後更に詳細なニーズ調査を行いながら、共同事業所（貸事業者）、産業用地、調整池等の整備を進める。

第二期開発区域については、今後のニーズに応じて、産業・研究・業務施設の整備を推進する。

当面の事業概要

【平成 28 年度】

■実地測量・ボーリング調査の実施、基本設計、用地交渉、都市計画決定

中野地区復興産業拠点全域について、拠点構想を踏まえつつ、実地測量、ボーリング調査及び物件調査・補償額算定を行う。あわせて、調査結果も踏まえつつ、第一期開発区域の基本設計の策定を行う。可能な部分については、用地交渉を始める。また、開発許可・農地転用に関する事項を記載した復興整備計画を作成の上、復興整備協議会を経て拠点全域の都市計画決定を行う。

【平成 29 年度】

■【第一期開発区域】用地取得、実施設計の策定、造成工事

基本設計に基づく実施設計の策定、道路法に基づく道路（事前）協議、都市計画法に基づく開発許認可などの開発に必要な法的手続きを行う。また、これらを踏まえ、土地権利者の譲渡に向けた同意を得た上で、用地取得に具体的に着手する。

下半期には、実施設計に基づき、用地取得ができているところから、伐採・抜根などの準備工事をはじめ、調整池工事、整地工事等を進める。

■【第二期開発区域】基本設計、用地交渉、都市計画決定

前年度に実施した実地測量・ボーリング調査の結果を踏まえつつ、第二期開発区域の基本設計の策定を行う。可能な部分については用地交渉を始める。

【平成 30 年度】

■【第一期開発区域】造成工事等、立地企業の募集・立地手続き支援

年度内の一部供用開始を目指し、用地造成等を進める。また、造成工事完了後速やかに事業所の立地が進められるよう、造成工事と並行して、事業者の誘致活動を行う。

■【第二期開発区域】用地取得、実施設計の策定、造成工事

基本設計に基づく実施設計の策定、道路法に基づく道路（事前）協議、都市計画法に基づく開発許認可などの開発に必要な法的手続きを行う。また、これらを踏まえ、土地権利者の譲渡に向けた同意を得た上で、用地取得に具体的に着手する。

下半期には、実施設計に基づき、用地取得ができているところから、伐採・抜根などの準備工事をはじめ、整地工事等を進める。

【平成 31 年度以降】

■第一期開発区域について、全域の供用

■第二期開発区域について、造成工事等、立地企業の募集・立地手続き支援を経て、全域の供用

地域の帰還環境整備との関係

町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、長期ビジョン等に基づき、JR双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還を進めていく必要がある。

関連する事業の概要

【JR双葉駅西側の復興拠点としての都市開発】

双葉町では、JR双葉駅西口駅前を中心とするエリアに住宅地の整備を進め、併せて診療所、高齢者福祉施設、スーパー、飲食店、町内外の町民が交流・滞在できる施設等を整備することにより、これらのエリアを「生活拠点」として発展させていくことを計画している。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	